

10月)」の「別添資料 11 業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き」

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>

電子メールでの提出時、機構より自動配信にて【受信完了のご連絡】メールが届きます。宛先のアドレス間違いもなく自動配信メールが届かない場合には、提出期限（時刻）までにその旨をお電話で03-5226-6608まで必ずご連絡くださいますようお願い致します。提出期限までにご連絡がなく、機構がプロポーザルを受信できていなかった場合は、該当のプロポーザルは評価対象と致しかねます。

なお、個人の資格で競争に参加する場合、簡易プロポーザル提出5営業日前までに所定の競争参加資格審査申請書の提出が必要です。

◇ 評価結果の通知：2024年3月4日(月)までに個別通知

提出されたプロポーザルをJICAで評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

◇ 評価結果説明の取り止め：2023年6月30日のお知らせに掲載（<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/consultant/2023/20230630.html>）のとおり、2023年7月以降の単独型公示については評価結果の説明を取り止め、評価結果通知の別紙により評価点及び業務従事予定者の個人名を全競争参加者に通知しますので、ご了承の上、応募願います。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
- ① 業務実施の基本方針 16 点
 - ② 業務実施上のバックアップ体制 4 点
- (2) 業務従事者の経験能力等：
- ① 類似業務の経験 40 点
 - ② 対象国・地域での業務経験 8 点
 - ③ 語学力 16 点
 - ④ その他学位、資格等 16 点

(計 100 点)

類似業務経験の分野	都市計画に係る各種業務
対象国及び類似地域	中東・北アフリカ地域及び全途上国
語学の種類	英語（※フランス語ができることが望ましい）

※英語のみならず、仏語資格、仏語による業務経験、自己申告等があれば様式 4-5（その 1）に追記してください。その他学位、資格等で加点される場合があります。

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

チュニス大都市圏（チュニス県、アリアナ県、マヌーバ県、ベンナラス県）は北アフリカ・中東・欧州の結節点に位置し、近隣国及び国内のビジネス・投資のハブとして経済的基幹を担っている。また、同大都市圏は総人口の 25%にあたる約 290 万人を擁する同国の経済・社会・行政の中心であり、大都市圏の人口は今後も上昇傾向にある。この人口増加は、大都市圏の地理的制約から市の南北への急速な人口増加及びスプロール現象を誘引しており、ピーク時における交通渋滞や環境悪化の原因となっている。交通セクターに関しては、沿岸部を中心にインフラ整備が進められているものの、社会・経済活動の集中化の加速、物流の活性化、交通量の増加に伴い、必要な投入及び計画策定が追いついていない状況にある。チュニジア政府は、2020 年

5月に閣僚理事会で承認された国家都市モビリティ政策（Politique nationale de la mobilité urbaine 以下「PNMU」という）及び国家2035ビジョン計画（Vision Tunisie 2035）において、持続的な都市モビリティを追求しており、その一環として公共交通機関の電化及び歩行や自転車等のアクティブ・モビリティの促進を政策として打ち出している。また、総人口当りの自家用車両台数は1984年の9.5%から2014年には36%と顕著な増加傾向にあり、チュニジア全土の自動車保有台数の約45%が同大都市圏に集中しており、自動車利用から公共交通機関利用へのモーダルシフトも政府の重点課題となっている。加えて国家財政の観点からも輸入資源依存からの脱却による交通セクター全般の財政健全化が必要な状況にあり、老朽化が進むディーゼル機関を動力とする気動車から電気鉄道への転換による燃費の向上、また、デジタル化による交通マネジメント効率化及び公共交通サービス改善の重要性が唱えられている。他方で、新型コロナウイルスによる主要産業である観光業への打撃等の要因により、現在財政再建が喫緊の課題である中、都市交通セクター開発の重要性は確認されているものの、それへの投入は非常に限定的である。

チュニス大都市圏においては、2000年代にチュニス大都市圏都市交通マスタープラン（The Greater Tunis Regional Transport Master Plan）が策定されたが、その後更新がなされていない状況である。従って、現在の同大都市圏の交通実態及び都市現況とは乖離が生じており、改めて交通量調査結果の更新およびそれに基づく需要予測を行うことが必要な状況となっている。係る状況下、PNMUにおいて都市モビリティ計画（Plans de Déplacements Urbains、以下「PDU」という）の策定が求められているものの、チュニス大都市圏のPDU策定が滞っている。また、このPNMUの中でPDUの策定を監督する委員会の設置が求められているが、現状、委員会の立ち上げ後の議論は開始されていない。チュニス大都市圏の都市交通セクターの事業は、チュニス大都市圏都市計画庁（Agence d'Urbanisme du Grand Tunis、以下、「AUGT」という）に加え、住宅インフラ省、運輸省、エネルギー管理庁、地方自治体等の多数の機関が関係していることから、上記委員会の設立若しくは関係機関との連携を強化し持続可能なまちづくりを促進する仕組みの形成は、各関係機関の所掌内容や範囲の整理及び関係機関の連携を促進する意味でも至急取り組むべき課題として整理されている。

上記の背景から、交通需要予測及び土地利用状況の整理を行い、道路計画、公共交通、交通マネジメントの観点から必要なアクションの具体化を進めるため、チュニジア政府より、先15年間を見据えた包括的な都市交通マスタープランの策定に係る支援要請が日本政府になされた。同要請に基づき、交

通需要が増加するチュニス大都市圏において、長期的・総合的な都市交通インフラの開発を目的に、JICA が都市交通マスタープランを策定する運びとなった。

なお、チュニジア政府からの要請内容は以下の通りである。

事業実施期間：2年6カ月 協力形態：開発計画調査型技術協力
インパクト： チュニス大都市圏において、効率的かつ持続可能な方法で都市のモビリティが改善され、地域の長期的な社会的・経済的発展が推進される。
アウトプット： A) 持続可能な都市モビリティに焦点を当てた都市開発シナリオ、短期および長期の優先施策が策定される。 B) マスタープランの策定段階とその実施段階における、参加型・協議型の方法論が確立される。 C) 都市開発とモビリティ改善のための問題分析が行われる。 D) 関係アクターの都市交通計画に係る専門知識が向上し、能力が強化される。

上記を念頭に置きつつ、本業務を通じて必要な情報収集及びチュニジア側との協議を行い、プロジェクトの枠組みを決定する必要がある。

7. 業務の内容

本業務の業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の業務従事者や調査団員として派遣される JICA 職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画策定及び事業事前評価の実施のために必要な以下の調査を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

- (1) 準備業務（2024年3月中旬～2024年4月下旬）
 - ① 要請背景・内容を把握（要請書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析）の上、現地調査方針、スケジュール、面談先等、収集すべき情報を検討する。
 - ② 担当分野に係る政策、開発計画（上位計画）や各種計画、都市開発や土地利用状況、他ドナーの動向について情報収集および分析を行う。

- ③ 既存情報に基づき、都市計画（公共交通、土地利用計画含む）に関するステークホルダーを整理、組織体制（構成、人員、予算）、能力等を事前に確認した上で、ヒアリング先を決定する。
- ④ チュニジア側関係機関（C/P 機関等）に対する質問票（案）（フランス語）を作成する。作成にあたっては、別途派遣される他分野の団員と内容が重複しないよう適宜調整する。作成した質問票（案）は、現地派遣前に JICA に提出する。必要に応じて、質問票は JICA チュニジア事務所を通じて事前配付を行うが、オンライン会議等でも事前にヒアリングを行い、現地業務の効率化を図る。
- ⑤ 現地調査で収集すべき情報・留意点を検討し、担当分野に係る詳細計画策定調査対処方針（案）及びチュニジア側関係機関に対する説明資料（案）を作成する。
- ⑥ 他の調査団員と協力し、担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）の目次構成及び 分担を検討する。
- ⑦ JICA がチュニジア政府と締結する M/M（Minutes of Meetings）、R/D（Record of Discussions）（案）の担当分野部分について作成に協力する。
- ⑧ 調査団内の打合せや対処方針会議等に参加する。

（2）現地業務（2024 年 4 月下旬～2024 年 5 月中旬）

- ① JICA チュニジア事務所等との打合せに参加し、担当調査事項について説明する。
- ② チュニジア側関係機関との協議及び現地調査に参加し、調査の目的・方法・手順等について説明を行う。また、他分野の団員と協力し、議事録を作成する。
- ③ 事前に配付した質問票への回答や上記②を通じ、担当分野に係る情報・資料を収集し、現状を把握する。具体的には以下のとおり。

ア) 要請背景・内容

- (a) 要請背景・内容について改めて情報確認、整理を行う。2022 年の要請時から時間が経過していることから、現状を踏まえた分析を行う。
- (b) 対象地域及びスコープについて、改めて意向を確認する。
- (c) 関係機関及び実施体制を確認する。

- イ) 関連各組織（チュニス大都市圏都市計画庁、住宅インフラ省、運輸省、対象地域自治体等）の整理と現状分析を他の調査団員と協力して行う。
 - (a) 関連する各組織の担当分野に関する所掌業務、組織体制、根拠法、部署別人数、人員の専門性、業務経験、実施能力、課題について情報収集する。
 - (b) 関連する各組織の役割について、文献及びヒアリング結果等に基づき、各組織の能力評価とステークホルダー分析を行う。
 - (c) 関連する各組織の予算規模、内訳について情報収集する。
 - (d) 都市計画の策定に関し、関係アクター間における協調のための委員会の有無、及び委員会がある場合にはその機能と稼働状況について確認を行う。
- ウ) 開発計画（上位計画）や既存計画及び法令等
 - (a) 担当分野に関する政策、開発計画（上位計画）や各種計画等について実施状況・進捗・課題を確認し分析する。
 - (b) 対象地域の都市の成り立ち、主要産業、人口動態をはじめとした都市開発の現況、用途地域と土地利用状況、土地管理制度と政府保有地、住宅開発、遺産保存等について情報収集するとともに開発計画（上位計画）や既存計画との整合性・課題を確認し分析する。
 - (c) 担当分野に関する法令・条例・規則等を確認する。
 - (d) 2020年に承認された国家都市モビリティ政策（PNMU）で提唱されている組織体制改革に係る内容と改革の進捗につき、単横分野の範囲内で確認する。
 - (e) 都市開発事業に関する申請・許申請・許認可制度について確認する。
 - (f) 都市計画に係るジェンダー推進政策について確認する。
- エ) 他の調査団員と協力し、基礎データ（人口・地形図・道路図面・道路整備状況・交通需要・航空写真・衛星写真・交通混雑状況（多発箇所・規模・原因）、交通事故件数、温室効果ガス排出状況（ベースラインデータ）、プローブデータ、社会経済状況、土地利用状況）の収集を行う。

- オ) 都市計画に係る開発機関、政府、民間事業者の開発手法について確認する。
 - カ) 財務・資金調達
 - (a) 都市開発に係る財源、関係機関の投資計画、財務キャパシティについて確認する。
 - (b) 開発計画（上位計画）との関連も踏まえ、民間投資、民間開発の現状、計画及び事業の動向、課題について情報収集・整理する。
 - キ) 社会経済調査、その他必要と想定される現地業務に関し、現地再委託を請け負うことが可能な組織、業務実施単価に関する情報を収集する。
- ④ 以下の情報を収集し、現状の把握、課題の抽出、留意事項の整理、本プロジェクトの協力量針にかかる提言の取りまとめを担当分野の観点から行う。
- ア) 今次都市交通マスタープランの策定に向けた調査項目、必要な期間、留意点、調査方法、合意形成等に関する提言を行う。
 - イ) 想定する各活動の実施に必要な先方の実施体制（関連する組織、分野別能力・人数）の案を提案する。
 - ウ) リスクとなる事象（前提条件、外部条件、工程管理、コスト管理、総合的管理等）に関連する情報の整理を行う。
 - エ) 社会・経済格差及びジェンダー主流化・ダイバーシティの推進を考慮し、都市計画策定上において横断的に留意すべき事項を整理する。特にジェンダーやダイバーシティの取組においては、各種推進に向けた政策・施策計画のほか、関係機関の職員の構成比等の確認も行う。
- ⑤ プロジェクトの活動に係る協議に参加し、支援する。具体的には以下のとおり。
- ア) チュニジア側からの意見について、都市計画の観点からコメントし、論理的な結論が見出せるよう支援する。
 - イ) 本体事業で実施すべき活動をその実現性も踏まえ提言する。
- ⑥ 調査結果に基づき、JICA と先方機関との協議に同席し担当分野について R/D 案を含む M/M 案の作成に協力する。また、プロジェクトの協力量画案、期間、実施体制などについて、担当分野について提言を取りま

とめる。また、実施機関に対する R/D 案を含む M/M 案の説明に参加し、必要に応じて内容の説明、補足を行う。

- ⑦ 現地調査結果について、担当分野にかかる要旨を JICA チュニジア事務所、在チュニジア日本大使館等に報告する。
- ⑧ 担当分野に係る収集資料リストを作成し、収集資料リストの取りまとめ作業に協力する。

(3) 整理業務（2024 年 5 月中旬～2024 年 6 月上旬）

- ① R/D 案（英文）、事業事前評価表案（和文）の担当分野関連部分を検討し、作成に協力する。
- ② 報告会等に出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ③ プロジェクトを巡る状況分析等から、リスク管理チェックシート（案）に必要な担当分野に係る情報を他分野の団員とともに取りまとめる。
- ④ 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）を作成する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

(1) 業務完了報告書（和文 3 部）

2024 年 6 月 7 日（金）までに提出。

担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）、担当分野に係る事業事前評価表（案）を添付し、電子データをもって提出する。

(2) 収集資料一式（面談録、質問票の回答を含む）（電子データ）

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2023 年 10 月）」（以下同じ）の「XI. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料 2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

・航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

なお、チュニジア国内における宿泊については、JICAが手配します。

10. 特記事項

（１） 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地業務は2024年4月28日～5月18日を予定しています。

JICAの調査団員は本業務従事者と同時若しくは数日遅れて現地調査を開始し、本業務従事者より数日前に現地調査を終える予定です。すなわち、本業務従事者が単独で現地調査を行う期間があります。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

ア) 総括（JICA）

イ) 協力企画（JICA）

ウ) DX戦略（JICAもしくはJICAの派遣する調査団員）

エ) 都市交通計画（JICAが別途契約するコンサルタント）

オ) 都市計画（本コンサルタント）

カ) 環境社会配慮/気候変動/ジェンダー分析（JICAが別途契約するコンサルタント）

③ 便宜供与内容

JICAチュニジア事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎：あり

イ) 宿舎手配：あり

ウ) 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供（JICA職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。）

エ) 通訳備上：あり

オ) 現地日程のアレンジ：JICAがアレンジします。

カ) 執務スペースの提供：なし

(2) 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料を JICA 社会基盤部都市・地域開発グループ第一チームから配付しますので、imgge @jica.go.jp 宛にご連絡ください。

- ・要請書（写）
- ・チュニス首都圏都市交通に係る情報収集確認調査

本業務に関する以下の資料が、ウェブサイトで公開されています。

- ・首都圏通勤線電化計画（1）関連資料

<https://www.jica.go.jp/oda/project/TS-P22/index.html>

- ・首都圏通勤線電化計画（2）関連資料

<https://www.jica.go.jp/oda/project/TS-P34/index.html>

- ② 本契約に関する以下の資料を JICA 調達・派遣業務部契約第一課にて配付します。配付を希望される方は、専用アドレス（e-propo@jica.go.jp）宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 配付資料：「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」

イ) 配付依頼メール

- ・タイトル：「配付依頼：サイバーセキュリティ関連資料」
- ・本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受領した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA チュニジア事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制と

し、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。

- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014 年 10 月）」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができます。
- ⑤ 本業務については先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定します。

以上